

上田市交流文化芸術センター条例の一部改正について

1 改正の趣旨

交流文化芸術センター（平成26年10月開館）は、施設の運営管理状況のうち、特に収支状況における収支差が当初計画よりも多額であることが課題となり、市議会一般会計決算特別委員会（平成29年9月）において、決算承認に当たっての附帯意見として、事業の評価を行った上で事業費、施設使用料及び人件費等について、検証と見直しが求められた。

その後、事業運営評価調査の実施（平成30年）、有識者による運営検証委員会の検証（令和元年）、上田市交流文化芸術センター運営協議会による第2期運営管理計画の策定（令和3年）等を経て、施設使用料について、施設の健全運営のため、維持管理及び事業実施に必要な経費の一部として施設を利用する受益者に応分の負担を求めることにより収入を確保するべく、引き上げの方向で料金の見直しを進めることになった。

今年度の運営協議会において、引き上げとなる具体的な使用料の改定案が承認されたことから、これを実施するために条例改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 大ホール使用料 県内の主要な類似施設と同水準とする。〔引上げ〕
- (2) 小ホール及び大スタジオ使用料 市内の類似施設との均衡を考慮した額とする。〔引上げ〕
- (3) その他の諸室（多目的ルーム、会議室、スタジオ等）の使用料並びに附属器具及び冷暖房使用料 市内外の類似施設と差が無い場合、料金改定を行わない。〔現行どおり〕
- (4) 使用料加算に係る適用 県内の主要な類似施設と同様に、入場料の徴収の有無を基準とする。〔変更〕

3 改正に伴う影響

使用料の引上げにより収入増が見込まれる。

令和3年度会場使用料実績	9,886,000円
令和3年度実績による改定後の会場使用料の試算	15,200,000円 (※令和3年度ベース約150%増)

4 施行期日等

- (1) 施行期日 令和5年4月1日
- (2) 経過措置

改正前の上田市交流文化芸術センター条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。

<次ページあり>

上田道と川の駅交流センター条例の一部改正について

1 改正の趣旨

上田道と川の駅交流センターの適正な管理運営と将来展開に向け、貸館機能を廃止するなど、指定管理者が行う業務について、所要の改正を行うもの

2 改正の背景

(1) 令和3年度財政援助団体等監査への対応

- ・ 標記監査において、指定管理者による簡易ハウス等の設置の際に建築基準法上の手続きが行われていないこと、現在、上田道と川の駅交流センターが条例に規定する貸館としての機能を有していないこと等の指摘がなされた。
- ・ 指摘を受けて、簡易ハウス等を撤去するなどの取組を進めてきているものの、引き続き指摘事項の改善に向けて、諸課題の解決に努める必要がある。

(2) 上田道と川の駅の方向性と貸館機能の見直し

- ・ 国土交通省に登録している「道の駅」は、安全で快適な道路利用のための道路交通環境の提供、地域の賑わい創出を目的とした施設で、駐車場、トイレ等の「休憩機能」、道路情報等の「情報提供機能」、地域振興施設による「地域連携機能」の3つの機能を備えている。
- ・ また、「道の駅」は、道の駅第3ステージに向け、地方創生・観光を加速する拠点として、自由な発想と地元の熱意のもと、観光や防災など更なる地方創生に向けた取組を官民で加速し、道の駅同士や民間企業、関係団体等との繋がりを面的に広げ、元気に稼ぐ地域経営の拠点としての力を高め、新たな魅力を持つ地域づくりに貢献することを目指している。
- ・ 上田市では、「上田 道と川の駅」を広域的な道路交通網における上田市の西の玄関口、地域振興、地域防災、水辺・緑地環境などの様々な拠点と位置付けているが、特に地域振興の中核となる交流センターの現在の面積は狭く限りがあることから、道の駅第3ステージにおける将来的な物販機能の拡充を見据え、現在、利用の無い貸館の機能を見直すものである。
- ・ また、条例改正により貸館機能を廃止することから、建築基準法上の用途変更の手続きも行う必要がある。

3 改正の内容

貸館機能を廃止するため指定管理者が行う業務からセンターの利用許可に関する業務を削るとともに（第2条の3）、利用の許可（5条）、許可の取消し等（6条）、別表などに示す利用許可に係る規定を削る。

4 施行期日 令和5年4月1日

5 その他（指定管理者候補者の公募による選定ほか）

現在の指定管理期間が令和4年度末で終了することから、次期指定管理者の候補者は、条例改正を行った上で、「公募」により選定手続きを行うこととする。